

商標権価値評価書

サンプル — 複数商標一括評価ケース

対象商標	登録商標 4件 (BRAND-EX 他、架空例)
取引形態	譲渡 + ライセンス + 終売 + 海外
評価基準日	202X年XX月XX日
作成日	202X年XX月XX日

(※実在の商標とは無関係の架空例です)

知育特許事務所

弁理士 米田 恵太 (登録番号 第16197号)

S A M P L E

目次

第1章 評価の概要	3
1.1 評価の目的	3
1.2 評価対象商標の一覧	3
1.3 評価基準日	3
第2章 対象商標の概要と事業状況	4
2.1 ブランド構造と商標の位置づけ	4
2.2 取引形態の分類（譲渡・ライセンス・終売・海外）	4
2.3 売上実績と市場動向	5
第3章 評価方法	6
3.1 評価アプローチの選定	6
3.2 ロイヤリティ免除法（RFR法）と評価の流れ	6
3.3 ロイヤリティ料率の決定（3段階プロセス）	7
3.4 割引率と評価期間（商標更新前提の考え方）	8
3.5 複数商標・海外商標の取り扱い	9
3.6 前提条件	9
第4章 評価の分析と結果	11
4.1 商標別シミュレーション	11
4.2 評価結果の総括	12
第5章 税務・法務上の留意事項	13
第6章 評価の制限事項・免責	15
別紙1 商標別算定根拠の詳細	16
別紙2 出典・参考文献	18

第1章 評価の概要

1.1 評価の目的

本評価書は、株式会社サンプルエッセンシャル（以下「法人」）の代表者個人（以下「権利者」）が保有する登録商標4件について、以下の目的のために経済的価値を算定するものである。

- 譲渡対象商標（BRAND-EX HOME）の取引価格根拠の提供
- ライセンス対象商標（BRAND-EX、CLEAN-X、BRAND-EX EU）の適正ライセンス料率の決定
- 同族会社間取引における時価相当額（独立第三者間取引と同等の対価）の参考資料としての機能
- 臨時株主総会（利益相反取引承認決議）の根拠資料としての提供

本評価書は弁理士として作成する意見書である。法的拘束力のある契約条項の起案・税務処理の確定・訴訟目的の鑑定意見書ではなく、取引価格・ライセンス料率の合理的な根拠を示す資料として位置づけられる。

1.2 評価対象商標の一覧

No.	商標	登録区分	登録番号	登録日	取引形態
①	BRAND-EX	第21類・第35類	第0000001号	20XX年XX月	継続ライセンス（10年）
②	BRAND-EX HOME	第21類	第0000002号	20XX年XX月	法人譲渡
③	CLEAN-X	第21類	第0000003号	20XX年XX月	終売ライセンス（2年）
④	BRAND-EX EU	EU統一商標	EU第000000号	20XX年XX月	海外ライセンス（5年）

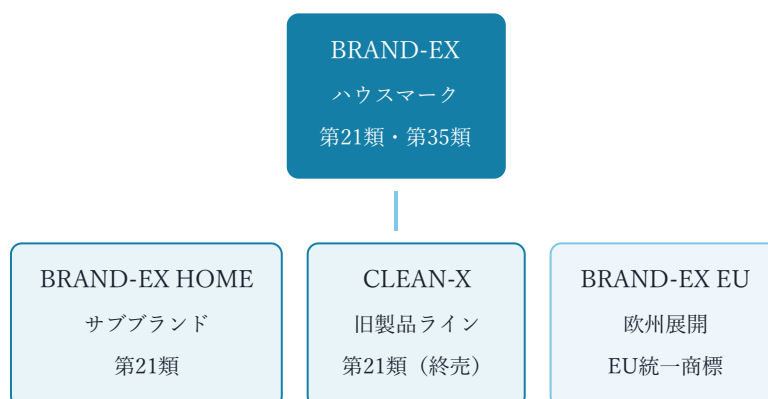
1.3 評価基準日

評価基準日は202X年XX月XX日とし、売上実績データは直近3事業年度分（202X年～202X年）を使用した。

第2章 対象商標の概要と事業状況

2.1 ブランド構造と商標の位置づけ

評価対象4件は、以下のブランド階層構造を形成している。BRAND-EXがハウスマーク（統括ブランド）として機能し、派生ブランドの認知を支えている。



BRAND-EXはハウスマークとして売上全体の認知基盤を形成している。BRAND-EX HOMEはその派生ラインであり、本件では売上を区分ごとに按分し、各商標の寄与に応じた帰属売上を算定した（按分ロジックは別紙1参照）。二重計上防止のため、按分は売上レイヤーのみで実施し、料率レイヤーでは調整しない。

2.2 取引形態の分類

権利者個人から法人への移転にあたり、商標の事業状況・将来性・性質に応じて取引形態を下記のとおり分類した。

商標	取引形態	採用理由
BRAND-EX	継続ライセンス (通常使用権)	法人の主力事業で継続使用。譲渡後も権利者のブランドノウハウと連動する期間があり、ライセンス形式が実態に合致
BRAND-EX HOME	法人譲渡（完全移転）	サブブランドとして独立して管理可能。法人が単独で維持・更新できる状況にある
CLEAN-X	終売ライセンス（2年間）	製品ラインは生産終了予定。在庫消化期間中の使用について無償とすると法人の受贈益認定リスクがあるため、有償ライセンスで整理
BRAND-EX EU	海外ライセンス (欧州子会社向け)	欧州向け販売は子会社が担当。EU統一商標をライセンスし、欧州市場での使用権を許諾

終売ライセンスを設ける理由（クライアントQ&A）

在庫切れ期間中に商標を無償で使用させると、法人が本来支払うべきライセンス料を免除されたとして「受贈益」が認定されるリスクがある。これを避けるため、残存期間分の有償ライセンスを設定し、適正な対価を記録する。終売予定ラインであっても評価・契約化が必要な理由はここにある。

2.3 売上実績と市場動向

各商標に帰属する売上実績（直近期）は以下のとおりである。

商標	帰属売上（直近期）	傾向	按分根拠
BRAND-EX	約 150,000 千円	微増傾向（年率+1.5%）	第21類・第35類の合算売上に基づく按分
BRAND-EX HOME	約 60,000 千円	横ばい	第21類のサブライン按分
CLEAN-X	約 10,000 千円	漸減（終売移行中）	第21類の旧ライン按分
BRAND-EX EU（欧州）	約 40,000 千円	拡大傾向（年率+3%）	欧州向け出荷実績

第3章 評価方法

3.1 評価アプローチの選定

評価手法	概要	採否	判定理由
コストアプローチ (原価法)	出願・登録・更新にかかった費用の積算	× 不 採用	ブランドとして形成された経済的価値（顧客認知・市場シェア）を反映できない。登録費用のみでは過小評価となる
マーケットアプローチ (取引事例比較法)	類似商標の取引事例との比較	× 不 採用	商標は個性が強く、業種・認知度・使用実績が異なる類似事例の抽出が困難
インカムアプローチ (収益還元法・RFR法)	ロイヤリティ免除額の現在価値として算定	○ 採 用	売上実績があり、業界ロイヤリティ料率データおよび裁判例が参照可能なため合理的

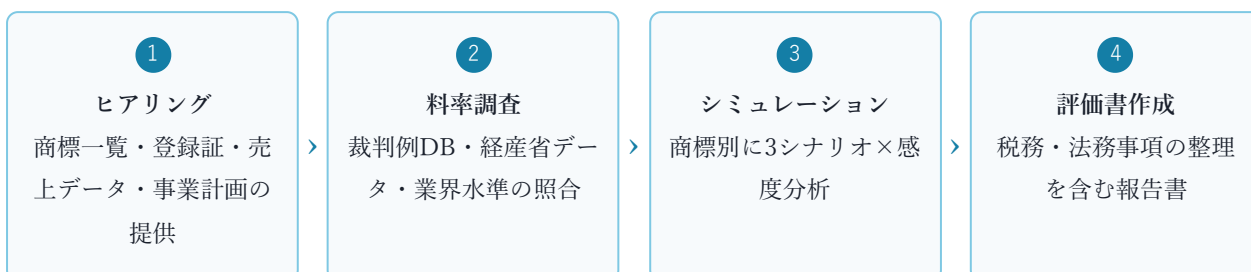
3.2 ロイヤリティ免除法（RFR法）と評価の流れ

「ロイヤリティ免除法（Relief-from-Royalty法、以下「RFR法）」は、「もしこの商標を保有していなかったら第三者から払うべきライセンス料を、自社保有により免除されている」と考え、その「節約できたライセンス料」を現在価値に割り引いて商標の価値とする手法である。

$$\text{商標価値} = \sum_{t=1}^T (\text{帰属売上}_t \times \text{ロイヤリティ料率}) / (1 + \text{割引率})^t$$

※ 本サンプルは税引前ベースで提示。実案件では納税後CFベース（×（1-税率））への切替えも可。

評価の全体フロー（依頼から評価書作成まで）



必要書類はこれだけ（現地調査・店舗訪問は不要）

商標価値評価に必要な情報は、①商標登録証（または登録番号）、②商標に関連する製品・サービスの売上データ（直近3期分）、③事業の概況（市場動向・競合状況）の3点である。店舗への立入り・製造設備の確認・現地調査は一切不要であり、全国・海外の案件も対応可能である。

3.3 ロイヤリティ料率の決定（3段階プロセス）

本評価では、裁判所が損害賠償額算定において採用する手法に準拠し、以下の3段階で料率を決定する。

Step 1 業界水準の確認

経済産業省調査報告書および当事務所の裁判例データベース（267件）を参照し、指定商品区分（第21類・第35類）における商標ロイヤリティ料率の業界水準を確認した。

区分	出典	平均	中央値
第21類（家庭用品・器具等）	公的調査報告書・裁判例DB	約 3.2%	約 3.0%
第35類（広告・小売役務等）	公的調査報告書・裁判例DB	約 2.8%	約 2.5%
参考：欧州類似区分（EU市場）	当事務所国際DB・公開事例	約 3.0%	約 2.8%

Step 2 本件の寄与度分析

各商標の役割・市場認知・競合状況を踏まえ、業界水準からの加減算要因を整理した。

商標	評価項目	方向	判定根拠
BRAND-EX（ハウスマーク）	市場認知度・顧客ロイヤリティ	+（加算）	登録年数が長く、使用実績により認知が確立（権利者確認）
	サブブランドとの関係	中立	ハウスマークとしての寄与は売上按分で反映済み（料率二重調整せず）
	代替品との差別化	+（加算）	価格帯・デザイン等で競合品との差別化が確認される
BRAND-EX HOME（サブブランド）	独立使用実績	中立～+	派生ラインとして単独での市場認知あり
CLEAN-X（旧ライン）	市場撤退方向	▲（減算）	販売終了が予定されており、将来収益への寄与は残存期間のみ

BRAND-EX EU (EU市場)	市場成長性	+ (加算)	欧州市場で拡大傾向。ただし現地市場認知はまだ形成中
--------------------	-------	--------	---------------------------

Step 3 本件料率の確定 (業界水準との整合確認)

商標	業界中央値	本件採用料率 (基準)	調整の方向
BRAND-EX (継続ライセンス)	約 3.0%	3.0%	認知度+を反映、サブブランド寄与は売上按分で処理
BRAND-EX HOME (譲渡)	約 3.0%	2.5%	サブブランド・派生ライン性を考慮しやや控え目に設定
CLEAN-X (終売ライセンス)	約 3.0%	2.0%	残存販売期間限定・市場縮小を反映し下方設定
BRAND-EX EU (海外ライセンス)	約 2.8%	3.0%	欧州市場の成長性を加算。ただしリスクも加味し中央値準拠

3.4 割引率と評価期間 (商標更新前提の考え方)

商標権は10年ごとに更新することで半永久的に存続することができる (商標法19条・20条)。特許のように法定の有効期間が定まっていないため、評価期間の設定にあたっては「経済的耐用年数」を用いる。

概念	意味	本件の採用
法定残存期間	次の更新期までの期間 (最大10年)	参考値のみ
経済的耐用年数 (採用)	事業・市場動向から見た実質的な収益貢献期間	BRAND-EX : 10年 / BRAND-EX HOME : 5年 / CLEAN-X : 2年 / EU : 5年
契約期間	ライセンス・譲渡契約上の期間	協議結果に依存するため評価額確定の前提とはしない

割引率は、商標権特有のリスク (ブランド陳腐化・競合参入) を反映したWACC水準として以下を採用する。

構成要素	水準	根拠
無リスク利率	約 1.0%	10年国債利回り水準

株式リスクプレミアム	約 5.0%～ 6.0%	日本市場のヒストリカル・リスクプレミアム
サイズプレミアム	約 1.0%～ 2.0%	中堅企業規模を反映
特定リスクプレミアム（商標リスク）	約 0.5%～ 1.0%	商標陳腐化・競合類似品リスク等（特許より低設定）
採用割引率	8.0%	—

※ 無リスク利率は財務省公表の長期国債利回りを参照。株式リスクプレミアムは国内証券市場の長期実績データ（公開統計）を参照。

3.5 複数商標・海外商標の取り扱い

複数商標を一括評価する際の原則

- 各商標の帰属売上は事業区分ごとに按分（1レイヤーのみ）
- ハウスマークとサブブランドの寄与は、料率水準での加算ではなく売上按分で処理（二重計上防止）
- 商標ごとに独立してシミュレーションを実施した後に合算

海外商標（EU統一商標）の評価：海外で登録された商標についても評価手法は国内と同一であり、使用地域に対応する市場売上データを用いて算定する。現地訪問・現地法人の帳簿原本確認は必要とせず、法人から提供された欧州向け出荷実績データを使用する。

3.6 前提条件

条件	内容
権利の有効性	各商標は評価基準日時点で有効に存続し、無効審判・取消審判等の係属がないこと
使用実績	各商標は現在使用されており、不使用取消審判リスクは低いこと
事業継続性	BRAND-EX・BRAND-EX HOME・EU商標の対象事業は継続される。CLEAN-Xは評価期間2年後に終売
税率	権利者（個人）の所得税等を考慮の上、法人の実効税率は本サンプルでは税引前ベースのため不適用（実案件で税引後CFを採用する場合は実効税率30%相当を仮置き）（税務上の確定は税理士）

	に委任)
利益相 反処理	同族会社間取引として会社法356条・365条の手続き（取締役会・臨時株主総会）が別途必要

第4章 評価の分析と結果

4.1 商標別シミュレーション

① BRAND-EX（継続ライセンス・10年）

シナリオ	帰属売上前提	料率	年額ライセンス料	現在価値（10年・8%）
保守（下限）	135,000千円/年	3.0%	4,050千円/年	約 27,173千円（約2,720万円）
基準	150,000千円/年	3.0%	4,500千円/年	約 30,192千円（約3,020万円）
楽観（上限）	160,000千円/年	3.0%	4,800千円/年	約 32,205千円（約3,220万円）

② BRAND-EX HOME（法人譲渡・5年評価基準）

シナリオ	帰属売上前提	料率	年額相当	現在価値（5年・8%）
保守（下限）	55,000千円/年	2.5%	1,375千円/年	約 5,491千円（約549万円）
基準	60,000千円/年	2.5%	1,500千円/年	約 5,989千円（約599万円）
楽観（上限）	65,000千円/年	2.5%	1,625千円/年	約 6,488千円（約649万円）

③ CLEAN-X（終売ライセンス・2年）

シナリオ	帰属売上前提	料率	年額	現在価値（2年・8%）
基準（1本のみ）	10,000千円→5,000千円	2.0%	200千円→100千円	約 271千円（約27万円）

※ CLEAN-Xは2年間で売上が半減する終売移行を前提とし、1年目200千円・2年目100千円の現在価値として算定。
評価額はレンジ幅が小さいため基準値のみ表示。

④ BRAND-EX EU（海外ライセンス・5年）

シナリオ	欧州売上前提	料率	年額	現在価値（5年・8%）
保守（下限）	35,000千円/年	3.0%	1,050千円/年	約 4,193千円（約419万円）
基準	40,000千円/年	3.0%	1,200千円/年	約 4,792千円（約479万円）
楽観（上限）	48,000千円/年	3.0%	1,440千円/年	約 5,750千円（約575万円）

※ EU商標のライセンスは欧州子会社を許諾対象とする5年契約を想定。ライセンス収入の現在価値で算定しており、欧州市場リスクは割引率8%に内包。

4.2 評価結果の総括

商標	取引形態	評価額（下限）	評価額（基準）	評価額（上限）
① BRAND-EX	継続ライセンス（10年現在価値）	2,717万円	3,019万円	3,221万円
② BRAND-EX HOME	譲渡（5年現在価値）	549万円	599万円	649万円
③ CLEAN-X	終売ライセンス（2年現在価値）	27万円	27万円	27万円
④ BRAND-EX EU	海外ライセンス（5年現在価値）	420万円	480万円	575万円
合計（ポートフォリオ評価額）		3,713万円	4,125万円	4,472万円

本評価は3シナリオ（保守・基準・楽観）の範囲を提示するものであり、具体的な取引価格・ライセンス料率の最終決定は当事者間の協議による。評価者は取引価格を一点決定することを評価の役割とは考えていない。

第5章 税務・法務上の留意事項

5.1 みなし譲渡課税（所得税法59条）

権利者（個人）が商標権を法人に時価より著しく低い対価で譲渡した場合、時価で譲渡したものとみなして課税される（所得税法59条1項2号）。本評価書は、この「時価」の参考資料として機能する。

なぜ評価書が必要か（同族会社案件）

法人と代表者個人の間取引は「同族会社の行為計算否認（所得税法157条）」の対象となり得る。取引が「時価に基づかない」とみなされると、権利者・法人の双方に追徴課税リスクが生じる。本評価書を根拠として取引価格を設定することで、税務調査における時価根拠資料としての機能を果たす。

5.2 利益相反取引（会社法356条・365条）

代表者（取締役）が個人として会社と取引する場合、会社法上の「利益相反取引」に該当し、取締役会（または株主総会の決議（普通決議））の承認が必要となる（会社法356条1項2号・365条1項）。

- 取締役会設置会社：取締役会の承認決議 + 重要事実の開示
- 取締役会非設置会社：株主総会の決議（普通決議）
- 評価書は臨時株主総会・取締役会での根拠資料として別途提供する

5.3 権利者の課税（譲渡所得）

BRAND-EX HOMEの法人譲渡に係る権利者（個人）の課税区分は以下のとおりである。

区分	内容
所得区分	原則として譲渡所得（総合課税）。ただし保有目的・反復性・取得経緯により事業所得・雑所得に該当する可能性あり、要個別判定（所得税法33条2項）。税理士に確認のこと

5.4 消費税の取り扱い

重要：商標権の取引は消費税の課税対象

商標権の譲渡・ライセンスは、消費税法上の「資産の譲渡等」（消費税法4条1項）に該当し、原則として消費税が課される。商標権の譲渡・ライセンスは、譲渡人が事業者であり事業として行う場合に消費税課税対象（消費税法4条1項・2条1項8号）。事業者でない個人による譲渡は不課税。権利者の事業者該当性については税理士に確認のこと。

- 権利者（個人）の消費税課税事業者該当性は税理士に確認のこと
- インボイス（適格請求書）の発行が必要な場合あり
- 海外ライセンス（BRAND-EX EU）は輸出免税（消費税法7条）が適用される可能性あり（要確認）

5.5 受贈益リスク（ライセンス料の適正性）

法人が商標を無償または著しく低廉な対価でライセンスを受けた場合、差額相当が法人税法上の「受贈益」として益金算入されるリスクがある（法人税法22条2項）。本評価書のライセンス料率を根拠として適正な料率を設定することで、このリスク低減に資する。

第6章 評価の制限事項・免責

本評価書は以下の制限事項を前提とし、これらを超える保証・保証責任を負わない。

- 本評価書の作成にあたっては、依頼者から提供された売上データ・商標登録証の内容を信頼して使用しており、その真実性・完全性について独立した検証は行っていない。
- 評価結論はあくまで評価基準日時点の情報に基づくものであり、将来の事業状況・市場動向・法規制の変更等により実際の価値と乖離が生じる可能性がある。
- 本書は商標権の移転登録・ライセンス契約・臨時株主総会の議事録等の法的書類の作成を含むものではない。
- 税務上の取り扱いについては、本書で記載した内容は一般的な解説であり、具体的な課税関係は税理士に確認されたい。
- 本書で示す評価額レンジは参考値であり、実際の取引対価・ライセンス料率は当事者間の協議によって決定されるべきものである。

独立性宣言

評価者（弁理士）は評価対象の商標権に利害関係を有さず、評価結果についていかなる当事者からも独立した立場で評価を実施した。

事務所	知育特許事務所
所在地	（事務所所在地）
評価者	弁理士 米田 恵太（登録番号 第16197号）
作成日	202X年XX月XX日

別紙1 商標別算定根拠の詳細

1. 帰属売上の按分根拠

全体売上（約260,000千円/年）を以下のとおり商標別に按分した。按分基準は取引顧客・製品ライン・販売チャネルの実績比率による（権利者から提供されたデータに基づく）。

商標	按分比率	帰属売上（千円）	按分根拠
BRAND-EX（第21類）	48%	125,000	第21類製品の直接販売実績
BRAND-EX（第35類）	10%	25,000	第35類役務（卸・小売）の売上按分
BRAND-EX HOME（第21類）	23%	60,000	HOMEラインの販売実績
CLEAN-X（第21類）	4%	10,000	旧ラインの販売残高
BRAND-EX EU（欧州売上）	15%	40,000	欧州向け出荷実績
合計		260,000	

2. ロイヤリティ料率の業界比較

商標	業界水準（中央値）	採用料率	乖離と理由
BRAND-EX（継続ライセンス）	約 3.0%	3.0%	業界中央値に合致。ハウスマーク認知度を勘案
BRAND-EX HOME（譲渡評価）	約 3.0%	2.5%	▲0.5%（サブブランド性・独立使用期間を考慮）
CLEAN-X（終売）	約 3.0%	2.0%	▲1.0%（市場縮小・残存期間限定を反映）
BRAND-EX EU（海外）	約 2.8%	3.0%	+0.2%（欧州市場の成長性を考慮）

3. 割引率の詳細

構成要素	水準
無リスク利子率（10年国債）	約 1.0%
株式リスクプレミアム	約 5.5%

サイズプレミアム（中堅企業）	約 1.0%
商標特定リスクプレミアム（CSRП）	約 0.5%
採用割引率	8.0%

4. 年金現価係数（参考）

評価期間	割引率8%での年金現価係数	適用商標
2年	1.783	CLEAN-X
5年	3.993	BRAND-EX HOME・BRAND-EX EU
10年	6.710	BRAND-EX

別紙2 出典・参照文献

1. 公的データ・調査報告書

- 経済産業省 知的財産のライセンスに関する調査報告（最新版）
- 特許庁 産業財産権制度問題調査研究報告書（知的財産の価値評価関連）
- 特許庁料金表（最新改定版）

2. 当事務所構築データベース

- 料率データベース：商標権侵害訴訟・特許権侵害訴訟において相当な使用料率（商標）・実施料率（特許）が認定された判例 267件を分類・集計したもの。技術分野別・規模別・取引形態別・商標/特許別の検索が可能。

（参照した個別判例の詳細リストは、実際の案件評価書に付属する形で別途提供している。本サンプルでは省略する。）

3. 依頼者提供情報

- 対象ブランドに関連する製品・役務の売上推移データ（直近3期分）
- 欧州向け出荷実績データ
- 商標の使用実態・ブランド運営状況のヒアリング記録
- 各商標の登録証（または登録番号）

4. 関連法令

- 商標法（昭和34年法律第127号）— 特に19条（存続期間）・20条（更新）・30条・31条（使用权）
- 所得税法（昭和40年法律第33号）— 特に59条（みなし譲渡）・157条（同族会社の行為計算否認）
- 法人税法（昭和40年法律第34号）— 特に22条（受贈益）
- 会社法（平成17年法律第86号）— 特に356条・365条（利益相反取引）
- 消費税法（昭和63年法律第108号）

本サンプルについて：本評価書は、弊所の評価書フォーマット・分析手法をご理解いただくためのサンプルであり、すべての数値・固有名詞（会社名・商標名・登録番号・評価者名等）は架空である。実際の評価書は、ご依頼案件の商標の種類・事業規模・取引形態（譲渡・ライセ

ンス・海外展開等) に応じて個別に作成する。複数商標の一括評価・海外商標の評価・同族会社間取引の整理等については、お問い合わせフォームよりご相談いただきたい。

エグゼクティブサマリー

合計評価額レンジ（4商標）

金 37,130,000 円 ~ 44,720,000 円

推奨値（基準シナリオ）：約4,125万円

商標	取引形態	評価期間	評価額レンジ（基準）
① BRAND-EX	継続ライセンス（国内）	10年	2,717~3,221万円
② BRAND-EX HOME	法人譲渡	5年	549~649万円
③ CLEAN-X	終売ライセンス	2年	約27万円（終売前提）
④ BRAND-EX EU	海外ライセンス	5年	419~575万円
合計（取引形態別の現在価値ベース）			3,713~4,472万円

主要前提	値
採用評価手法	ロイヤリティ免除法（RFR法）+ 商標別調整
採用使用料率	2.0~3.0%（商標・取引形態別に個別認定）
割引率	8.0%（商標リスク・国内ベース）
評価期間	商標ごとに2~10年
取引形態	譲渡+継続ライセンス+終売ライセンス+海外ライセンス

本サマリーの読み方：個人保有の4商標を法人へ移転する複合ケース。譲渡分（②）は一時金（現在価値）、ライセンス分（①③④）は契約期間中のロイヤリティ収入の現在価値合計として算定。合計額は単純合算ではなく取引形態別の現在価値ベース集計のため、最終契約は依頼者・権利者の協議による。

S A M P L E